

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長等に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を秦野市議会会議規則第 14 条第 1 項により提出するものとする。

平成 26 年 10 月 3 日提出

提出者	秦野市議会議員	和田厚行
賛成者	同	川口薫
同	同	佐藤敦
同	同	横山むらさき
同	同	露木順三
同	同	吉村慶一

提案理由

東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するため、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長を図ること、並びに「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」に基づく国の支援を拡充することについて、国に意見書を提出するものであります。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長等に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されたものだが、平成26年度末で期限切れを迎える現在もなお、実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、緊急輸送道路・消防用施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要がある。

さらに、近年では、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る被害想定等も発表され、それぞれの地震を対象とした特別措置法が施行されたところではあるが、地方公共団体が行う地震防災対策事業への二法に基づく国の支援は充分とは言えない。

よって政府は、地震対策緊急整備事業計画の根拠となる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長を図ること、並びに「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」に基づく国の支援を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 様
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
消防庁長官
林野庁長官
水産庁長官

秦野市議会議長 諸 星 光